

一般社団法人札幌市私立幼稚園連合会サポーター規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人札幌市私立幼稚園連合会（以下「当連合会」という。）が事業運営に賛同し、支援を希望するサポーターを募集する際の基本方針及び手続きを定めることを目的とする。

(サポーターの定義)

第2条 サポーターとは、当連合会の活動を支援するために会費を納入する法人又は団体、個人をいう。

(募集)

第3条 サポーターの募集は、当連合会の目的及び活動、幼児教育・保育の振興発展に賛同し、協力する意思を有する者を対象とする。

2 募集は、当連合会加盟園との取引等実績のある企業・団体への周知のほか、当連合会のホームページ、発行物、イベント等を通じて随時行う。

(会費)

第4条 会費については、年間3万円、5万円とする。

2 サポーターの期間は原則4月から翌年の3月までとし、当連合会又はサポーターから特段の申入れが行われなかった場合、さらに1年間更新するものとする。

3 入会は年度途中でも可能とする。ただし、この場合であっても会費については年間の会費金額とする。

(選定基準)

第5条 サポーターの選定にあたっては、以下の基準を考慮する。

- (1) 当連合会の目的及び活動に対する理解と賛同
- (2) 当連合会の社会的信用及びイメージに対する影響

2 選定は、当連合会の理事会において行う。

(サポーターの特典)

第6条 サポーターは、会費の金額により次の特典を得ることができる。

- (1) 当連合会の SNS による情報の発信
- (2) 当連合会の発行物等へのサポーター名の掲載、広告掲載
- (3) 当連合会ホームページへのサポーター名の掲載、バナー広告掲載及びサポーターのホームページへのリンク
- (4) 総会、理事会、各委員会等でのチラシ・パンフレット等の配布
- (5) 研修会等でのブース参加及びチラシ・パンフレット等の配布

(サポーターの加入・脱退等)

第7条 サポーターになろうとする者は、別に定める様式により申し込むものとする。

2 サポーターを脱退する場合は、別に定める様式により届け出るものとする。ただし、既に納入された会費は返納しない。

3 サポーターが当連合会の設立趣旨等に対し著しく反する場合は、当連合会は当該サポーターを除名することができる。その場合、既に納入された会費は返納しない。

4 サポーターが年度末までに翌年度の会費を納めなかった場合は、当該年度

末をもって脱退したものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。